

令和 3 年

三 島 市 外 五 ヶ 市 町 箱 根 山 組 合

組 合 議 会 1 0 月 定 例 会 会 議 録

(令和 3 年 1 0 月 2 7 日 三島市議会議場において)

出席議員

1 番	渡邊 菊雄 君
2 番	大沼 正明 君
3 番	織田 嘉和 君
4 番	室伏 信也 君
5 番	桐原 直紀 君
6 番	宮下 知朗 君
7 番	土屋 利絵 君
8 番	河野 月江 君
9 番	村田 耕一 君
10 番	渡邊 一弘 君
11 番	鈴木 文子 君
12 番	甲斐 幸博 君
13 番	中野 博 君
14 番	長澤 務 君
15 番	加藤 常夫 君
16 番	松下 尚美 君
17 番	大濱 博史 君
18 番	山本 文博 君
19 番	石井 真人 君
20 番	岡田美喜子 君
21 番	大石一太郎 君
22 番	横山 博一 君
23 番	大房 正治 君
24 番	松田 吉嗣 君

説明のため出席した者

管理者 三島市長	豊岡 武士 君
副管理者	杉山 浩生 君
監査委員	高藤 忠治 君

事務局出席者	小林 悟 君
	勝又 慶貴 君
	大川 秀平 君
	関口 智也 君

令和3年10月27日(水)

午後2時58分 開議

議 事 日 程

日程第 1		仮議席の指定	3
日程第 2		組合議会議長の選挙	3
日程第 3		議席の指定	5
日程第 4		会期の決定	5
日程第 5		会議録署名議員の指名	5
日程第 6		組合議会副議長の選挙	6
日程第 7	認第 1 号	令和 2 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計 歳入歳出決算認定について	7
日程第 8	議第 5 号	組合監査委員(議員中より選出)の選任について.....	12
日程第 9	議第 6 号	組合監査委員(識見を有する者)の選任について.....	13

△臨時議長の紹介

◎事務局(大川秀平君)事務局の大川でございます。

本日の定例会は、改選後最初の議会でございます。したがって議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

本日の出席議員のうち、伊豆の国市の織田嘉和議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。織田嘉和議員、議長席にお着き願います。

[織田嘉和君、議長席に着席]

○臨時議長(織田嘉和君)ただいま御紹介にあずかりました、織田嘉和でございます。地方自治法 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

出席議員が定足数に達しましたので、これより三島市外五ヶ市町箱根山組合議会 10 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長(織田嘉和君)日程第 1 仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

△日程第 2 組合議会議長の選挙

○臨時議長(織田嘉和君)次に、日程第 2 組合議会議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により選出したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長(織田嘉和君)御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 臨時議長(織田嘉和君)御異議なしと認めます。よって臨時議長において指名することに決定いたしました。議長は慣例により、三島市選出の議員の中から選出することになっております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長(織田嘉和君)御異議なしと認めます。よって三島市選出の議員の中から選出することに決定いたしました。議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 分休憩

午後 3 時 4 分再開

- 臨時議長(織田嘉和君)休憩を閉じ、会議を再開いたします。

三島市外五ヶ市町箱根山組合議会議長に大房正治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました大房正治君を三島市外五ヶ市町箱根山組合議会議長の当選人に決めることに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 臨時議長(織田嘉和君)御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました大房正治君が三島市外五ヶ市町箱根山組合議会議長に当選いたしました。ただいま議長に当選されました大房正治君が議場におられますので、会議規則第 101 条の規定により告知いたします。

ただいま議長に当選されました大房正治君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔議長 大房正治君登壇〕

- 議長(大房正治君)議長就任にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方の御推挙により、この大役に就任させていただくことになりました大房でございます。厚く御礼を申し上げます。コロナが収束してまいりました。皆様の御鞭撻を賜りながら、我々の尊い財産である箱根山の発展のために尽力を尽くしたいと考えております。

重ねて皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の御挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 臨時議長(織田嘉和君)それでは大房正治君、議長席にお着き願います。

〔議長 大房正治君、議長席に着席〕

○議長(大房正治君)本日の議事日程は文書をもって御通知申し上げたとおりでございます。

△日程第3 議席の指定

○議長(大房正治君)これより日程第3 議席の指定を行います。

議席につきましては、会議規則第3条において、くじによりとなっておりますが、議長においてただいま御着席されている仮議席をもって、議席としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)御異議なしと認めます。よって議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

△日程第4 会期の決定

○議長(大房正治君)次に、日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)御異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日一日と決定いたしました。

△日程第5 会議録署名議員の指名

○議長(大房正治君)次に、日程第5 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第108条の規定により、議長において1番 渡邊菊雄君、2番 大沼正明君の両名を指名いたします。

△管理者あいさつ

○議長(大房正治君)この際、豊岡管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

◎管理者(豊岡武士君) 三島市外五ヶ市町箱根山組合の管理者を務めております三島市長の豊岡武士でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。貴重なお時間をお借りいたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日御出席いただきました議員の皆様方におかれましては、このたびの組合議会の改選により、今後4年間、三島市外五ヶ市町箱根山組合の議会議員として、組合共有財産の管理や運営につきまして、御指導、御鞭撻を賜りたく、お願ひ申し上げる次第でございます。

さて、当組合の管理地の森林は、その大部分が戦後に桧の植林がなされ、70年近く経過しております。既に森林資源として成熟を迎えていることから、現在、関係市町との連携を図りながら利用間伐を進めているところでございますが、国の基本理念のひとつである「森林の有する多面的機能の発揮」を常に念頭に置き、とりわけ「治山・治水」を重要視する上で、森林環境保全、災害防除を意識した森づくりを進めているところでございます。

いずれにいたしましても、この箱根西麓の共有地並びに森林環境につきまして、諸先輩方から受け継いだ、私たちのかけがえのない財産であります。

当組合における「基本構想」「整備計画」「整備事業計画」を踏まえ、長期的な視野に立ち、管理・保全整備を進め、100年先を見据えた森づくりに積極的に取り組んでいく所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、豊富な知識、経験をもとに、当組合の発展のために御指導、御鞭撻を賜りますよう改めてお願ひ申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

△日程第6

組合議会副議長の選挙

○議長(大房正治君)次に、日程第6 組合議会副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により選出したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにならばと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。副議長は慣例によりまして、今回は清水町選出の議員の中から選出することになっております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)御異議なしと認めます。よって清水町選出の議員の中から選出することに決定いたしました。

三島市外五ヶ市町箱根山組合議会副議長に大濱博史君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました大濱博史君を三島市外五ヶ市町箱根山組合議会副議長の当選人と決めることに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました大濱博史君が三島市外五ヶ市町箱根山組合議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大濱博史君が議場におられますので、会議規則第101条の規定により告知いたします。

ただいま副議長に当選されました大濱博史君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔17番 大濱博史君登壇〕

○17番(大濱博史君)ただいま、皆様方の御推挙により、副議長に就任いたしました清水町の大濱博史でございます。

誠に身に余る光栄とともに、その責務の大きさに身の引き締まる思いでございます。元より浅学非才でございますが、先に就任されました人格、識見とも優れた大房議長のもと、当組合議会の円滑なる運営のために懸命に努力いたす決意でございます。議員皆様方のより一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

△日程第7 認第1号 令和2年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計
歳入歳出決算認定について

○議長(大房正治君)次に、日程第7 認第1号 令和2年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

[副管理者 杉山浩生君登壇]

◎副管理者(杉山浩生君)ただいま上程になりました認第1号 令和2年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について提案の要旨を申し上げます。

はじめに歳入の概要を御説明いたします。お手元の決算書の1ページ、2ページをお開きください。一番下の欄、歳入合計の記載にありますように予算現額8,418万4,000円に対し、収入済額は8,220万2,878円でした。不足となった主な理由は、2款 財産収入、1項 財産運用収入において、1節 貸地料の法人17団体のうち、1団体について、延納を認めたことによるものです。

次に、歳出の概要を御説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。下から2番目の欄、歳出合計の記載にありますように、予算現額8,418万4,000円に対し、支出済額は7,434万5,028円で、不用額は983万8,972円となり、執行率は88.3%でした。この結果、一番下の欄に記載してありますとおり、歳入歳出差引残額は785万7,850円となり、令和3年度会計へ繰越しとなりました。

次に、歳入の詳細について御説明いたします。5ページ、6ページをお開きください。1款 使用料及び手数料の収入済額1,034万9,521円のうち、1項1目 使用料、1節 電柱敷使用料218万1,000円は東京電力が846本、NTT西日本が608本の使用料です。2節 その他使用料816万8,521円の主なものは、東京電力の鉄塔建替え工事に伴う土地一時使用料と既にガス管が埋設され、土地を占有させている熱海瓦斯株式会社からの土地占用料などです。次に、2款 財産収入の収入済額5,879万8,797円の内、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節 貸地料3,728万8,217円は、株式会社芦の湖カントリークラブほかの法人及び一般貸付の貸地料で、詳細はお手元の業務報告書4ページ、5ページに記載してあるとおりでございますが、法人1団体の貸地料について延納を認めたことにより予算額3,924万7,000円に対し、195万8,783円の不足となりました。次の行の2目 利子及び配当金、1節 預金利子166万260円は、積立金8億250万円の運用利子です。次の3目 森林収入、1節 造林木売却収入333万1,912円は、スルガフォレスト株式会社が函南町地籍内の分収林において、森林経営計画に基づき間伐等を実施した

ことによる造林木売却収入です。次に２項１目１節 補償料収入 1,567万3,526円は、ＪＲ東日本や東京電力からの送電線下補償料、株式会社芦の湖カントリークラブからの水利採草補償料及びＪＲ東日本の鉄塔の保安等に係る支障木伐採補償料です。７ページ、８ページをお開きください。３項１目１節 土地売却収入 84万4,882円は、主要地方道熱海箱根峠線用地 239.42㎡と箱根南西麓地区農道工事用地 425.47㎡の土地を静岡県に売却した代金です。３款１項１目１節 繰越金の収入済額は、令和元年度からの繰越明許費繰越金 339万9,000円を含め 883万227円でした。次に、４款 諸収入の収入済額 422万4,333円は、２項１目 雑入、１節 その他雑入のみの収入です。分収林 141.22ヘクタールについて、５年間の森林保険に再加入するにあたり、分収割合に応じて、森林保険料の 70%分を分収林管理団体に納入いただいた森林保険地元負担金と令和元年度貸地料未納分として納入されたものとなります。

次に、歳出の詳細について御説明いたします。９ページ、１０ページをお開きください。１款１項１目 議会費 339万円は、組合議会の運営に要した経費で、主なものは報酬です。次に、１１ページ、１２ページをお開きください。２款 総務費 3,378万3,029円の内、１項 総務管理費、１目 一般管理費 3,369万1,029円は、特別職 2名と一般職 3名の人件費と組合の一般管理事務に要した経費です。人件費以外の大きなものとしましては、１３節 使用料及び賃借料 100万5,917円ですが、これは、地籍調査における成果図面などを管理するシステムの賃借料及び組合公用所の駐車料などです。次の２項１目 監査委員費 9万2,000円は、監査事務に要した経費です。次に、１３ページ、１４ページをお開きください。３款 財産費 3,717万1,999円の内、１項 財産費、１目 管理費 3,288万1,999円の主なものを御説明いたします。なお、詳細につきましては業務報告書 6ページ中段から 11ページにかけて記載してございます。それでは決算書 14ページ右側の備考欄を御覧ください。財産管理事業 2,963万2,193円の内、９行目の森林保険料 462万2,878円は、業務報告書の 6ページにも記載してございますが、森林の罹災に対応するために田代区ほか 16団体の分収林 141.22ヘクタールと直轄林 5.22ヘクタールの計 146.44ヘクタールの森林について、５年間の森林保険に再加入したものでございます。次に財産管理台帳補正調査業務委託料 456万5,000円

は、函南町地籍における組合管理地の地籍調査未調査区域の図面情報等を集約し、一元的な財産管理を図ることを目的に既設点の検証に係る現地踏査や境界確認などの業務を委託したものです。2行において次の機械器具費92万2,119円は、山林火災防止対策用として三島市消防団に貸与するため、無線機3台と可搬ポンプ1台を購入したものと組合管理地の踏査用としてハンディGPS1台を購入したものです。次に農林道事業負担金209万7,234円は、林道諏訪ノ台線の路面修繕など三島市及び函南町が実施した林道等の整備・管理に係る事業費の一部を負担したもので、詳細は業務報告書の7ページに記載してございます。3行おきまして地籍調査事業負担金48万3,500円は、三島市が実施している箱根山工区の地籍調査事業について、三島市との協定に基づき、事業費の一部5%分を負担したものでございます。2行において次の送電線下補償料地元交付金465万8,592円は、JR東日本及び東京電力からの送電線下補償料を補助金等交付規則に基づき関係団体に交付したもので、詳細は業務報告書の8ページ下段に記載してあるとおりでございます。次に水利採草補償料40万2,000円は、株式会社芦の湖カントリークラブから納入された補償料を谷田用水組合など4団体に交付したものです。次に積立金1,000万円は、組合の長期にわたる財政運営の健全化を確保するため積み立てたものでございます。これにより、年度末の積立金残高は、8億1,250万円となりました。1行において令和元年度繰越明許費339万9,000円は、令和元年10月の台風19号により罹災した林道に係る三島市と函南町に対する災害復旧事業負担金の一部について、災害規模も大きく令和元年度中における事業完了が見込めないことから農林道事業負担金として繰り越したのですが、事業完了後の負担額は、96万2,377円となりました。不用額の243万6,623円は、令和3年度会計へ繰越しとなりました。次に、貸付地管理事業の貸付地維持管理事業補助金9万3,098円は、一般貸付地の管理団体2団体が実施した境界確認や下刈り等の山林維持管理活動に対して補助したものです。次に、分収林造林地管理事業の分収林維持管理事業補助金41万7,093円は、分収造林地の管理団体10団体が実施した境界確認や下刈り等の山林維持管理活動に対して補助したものです。いずれも業務報告書の9ページ下段から10ページ上段にかけて記載してあるとおりでございます。次に、直轄地管理事業273万9,615円の内、直轄林管理事業委託料259万9,240円は、三島直轄林や函南直轄林をはじめとした組合直轄林

の防火線や経路の下刈りなど、管理に係る事業を委託したもので、詳細は業務報告書10ページ下段に記載してあるとおりでございます。次に、15ページ、16ページをお開きください。2目 森林費429万円についてご説明いたします。16ページ右側の備考欄を御覧ください。1番上の行、森づくり事業が429万円で、2目 森林費は、森づくり事業のみの構成となっております。森づくり事業は、平成25年に組合議会の特別委員会により策定されました三島市直轄林整備事業計画に沿って進めている事業でございます。詳細は事業報告書11ページから12ページにかけて記載してございますので、併せて御覧ください。決算書16ページ右側の備考欄、森づくり事業の中の一番上の行、広葉樹林化区域保全整備業務委託料101万円は、学びの森や景観創造の森などの利用目的別に笹刈りや植栽木の保護及び防獣ネットの設置などの保全整備について委託したものです。次に、広葉樹林化区域間伐業務委託料35万円は、協働の森の広葉樹林化に向け、作業路の開設や0.5ヘクタールの間伐等を委託したものです。次に、混交林化区域保全整備業務委託料40万円は、諏訪の台溪畔林の下刈りや林床整理及び歩道の維持管理など保全整備について委託したものです。次に、長伐期林化区域間伐業務委託料75万円は、研修の森について、残存木の処理も含め、1ヘクタールの間伐等を委託したものです。次に、三島フォレストクラブ事業補助金20万円は、森林の植生調査活動に対し、補助したものです。次に、箱根接待茶屋の森事業補助金158万円は、箱根接待茶屋の森約10ヘクタールの森づくり活動及び森林環境教育イベントとして、年3回実施した森の楽校の開講・運営に対し、補助したものです。

以上で説明を終わります。なお詳細につきましては、お手元の業務報告書に記載してありますので、参考にしていただきたいと存じます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大房正治君)当局からの説明が終わりました。次に、監査委員から決算審査の報告を願います。

〔監査委員 高藤忠治君登壇〕

◎監査委員(高藤忠治君)ただいま上程になりました認第1号 令和2年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査しました結果を監査委員を代表して御報告申し上げます。

審査に付されました、令和2年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び付属書類は、ともに関係法令に準拠して作成されており、決算書に計上されている諸計数は、関係帳簿及び書類等と符合し、令和2年度における歳入歳出決算額を適正に表示しているものと認めましたことを、御報告申し上げます。

なお審査の詳細につきましては、お手元の別冊、決算審査意見書に記載してありますので省略させていただきます。

以上、決算審査の結果報告といたします。

○議長(大房正治君)以上で当局からの説明並びに監査委員からの報告が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ討論を終わり、これより認第1号 令和2年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

原案どおり認定することに御異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(大房正治君)挙手全員と認めます。

よって認第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

△日程第8 議第5号 組合監査委員(議員中より選出)の選任について

○議長(大房正治君)次に、日程第8 議第5号 組合監査委員の選任についてを議題といたします。本件については、14番 長澤 務君が地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退場を求めます。

〔14番 長澤 務君退場〕

○議長(大房正治君)本件について当局から提案理由の説明を願います。

〔管理者 豊岡武士君登壇〕

◎管理者(豊岡武士君)ただいま、上程になりました議第5号 組合監査委員の選任について御説明申し上げます。これは、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから選任する監査委員として、函南町の長澤 務氏を選任いた

したく、議会の同意を求めるものであります。

長澤 務氏は、平成18年以来、15年以上にわたり函南町議会議員として活躍されており、この間、議長をはじめとした多くの公職を歴任され、その豊富な経験と優れた識見は、監査委員としてまさに適任であると存じますので、御推挙申し上げる次第でございます。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大房正治君)説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ討論を終わり採決いたします。

長澤 務君の組合監査委員の選任については、これに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(大房正治君)起立全員と認めます。よって長澤 務君の組合監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。14番 長澤 務君の復席を願います。

〔14番 長澤 務君復席〕

○議長(大房正治君)ただいま組合監査委員の選任について同意を得られました長澤 務君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔14番 長澤 務君登壇〕

○14番(長澤 務君)ただいま、三島市外五ヶ市町箱根山組合の監査委員の選任に御同意をいただきました、函南町の長澤 務でございます。元より浅学非才ではございますが、皆様の御指導を仰ぎながら、監査の重要性を考慮し、微力ではございますが、公正且つ厳正に職務を全うしたいと思います。重ねて皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(大房正治君)次に、日程第9 議第6号 組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

[管理者 豊岡武士君登壇]

◎管理者(豊岡武士君)ただいま、上程になりました議第6号 組合監査委員の選任について、御説明申し上げます。

これは本組合監査委員であります高藤忠治氏の任期が来る10月29日付けをもって満了となりますことから再任をお願いいたしたく地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

高藤忠治氏は、平成25年10月の委員就任以来、8年間にわたりこの職責を果たされておりまして、人格も高潔で本組合の財務管理、財産の管理運営に関しましても優れた識見を有しておりますので、監査委員として引き続き選任いたしたく提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大房正治君)説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大房正治君)なければ討論を終わり採決いたします。

高藤忠治君の組合監査委員の選任については、これに同意する方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(大房正治君)起立全員と認めます。よって高藤忠治君の組合監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

[高藤忠治君入場]

○議長(大房正治君)ただいま組合監査委員の選任について同意を得られました高藤忠治君から発言を求められておりますので、これを許します。

[高藤忠治君登壇]

◆番外(高藤忠治君)ただいま、三島市外五ヶ市町箱根山組合監査委員の選任につ

いて、同意をいただきました高藤忠治でございます。

至らぬ身ではございますが、皆様の御指導を仰ぎながら、監査委員として微力ながら、誠実、公正に職務を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくご指導お願いいたします。大変ありがとうございました。

○議長(大房正治君)以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

ここで豊岡管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

◎管理者(豊岡武士君)議会閉会にあたりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。本日の三島市外五ヶ市町箱根山組合議会10月定例会におきましては、令和2年度の組合会計決算認定について認定を賜り、また、監査委員の選任につきましても御同意を賜りまして誠にありがとうございました。

最初の御挨拶でも申し上げましたとおり、今後の森づくりに係る管理・保全整備につきましては、さらに積極的に取り組み、この箱根西麓のかけがえのない財産である森林環境を後世に継承するため、一体となって尽力したいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後ともお力添えをいただくとともに、ますます御健勝で御活躍くださいますよう御祈念申し上げます、御礼の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長(大房正治君)これもちまして10月定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

(午後3時47分 閉議)

地方自治法第123条の第2項の規定によりここに署名いたします。

令和3年10月27日

議 長 大房 正治

会議録署名議員 渡邊 菊雄

会議録署名議員 大沼 正明